

都市公園における自動販売機設置（都市公園法の設置許可）の提案募集
(令和7年12月12日 提案書受付・審査実施)に関する質問及び回答

【質問①】

「共通仕様書4 (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置許可面積内に設置できるものとし、重量は約600kg以下とする。」について、本体のみの重量で600kg以下か、商品を入れた重量で600kg以下か。

【回答①】

商品を入れた重量です。

【質問②】

「共通仕様書4 (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。」について、提案を考えている自販機の消費電力は12アンペアだが、仕様の範囲内に入るか。

【回答②】

12アンペアは仕様の範囲内です。

【質問③】

果汁を絞り出して提供する仕様の自販機については設置可能か。

【回答③】

共通仕様書6 (2) 記載の「カップ抽出式飲料」に該当するため設置はできません。